

オンライン服薬指導について

作成日：2024年4月6日

オンライン服薬指導は、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことが可能な方法であって、患者の求めに応じて、その都度薬剤師の判断と責任に基づき行うことが可能です。

オンライン服薬指導の実施要件

薬剤師の判断

当薬局薬剤師の判断と責任に基づき、オンライン服薬指導を行います。

初めて服薬指導をする患者又は処方内容に変更のあった患者に対してオンライン服薬指導を行う場合、以下の情報等により、患者の服薬状況等を把握した上でオンライン服薬指導を実施します。

- 患者が保有するお薬手帳に基づく情報
- 患者の同意の下で、当該患者が利用した他の薬局から情報提供を受けて得られる情報
- 処方箋を発行した医師の診療情報（患者から聴取した情報も含む）
- 患者から聴取した併用薬、副作用歴その他参考となる情報

ただし、注射薬や吸入薬など、使用にあたり手技が必要な薬剤については、上記の情報に加えて、受診時の医師による指導の状況や患者の理解度等に応じ、薬剤師がオンライン服薬指導の実施を困難とする事情がないか確認します。

なお、薬剤師がオンライン服薬指導を適切に行うことが困難であると判断し、対面での服薬指導を受けるよう促すことは薬剤師法に規定する調剤応需義務に違反するものではありません。

患者に対し明らかにする事項

患者に対して次に掲げるオンライン服薬指導に関する必要事項を明らかにした上で、当薬局薬剤師はオンライン服薬指導を実施します。当該事項を明らかにする方法は、服薬指導に利用する情報通信機器やアプリケーション、当薬局のホームページに表示します。

- **オンライン服薬指導を行うことの可否についての判断の基礎となる事項**

服用にあたり手技が必要な薬剤の初回処方時等、薬剤師がオンライン服薬指導を行わないと判断した場合に、オンライン服薬指導を中止した上で、対面による服薬指導を促す旨（情報通信環境の障害等によりオンライン服薬指導を行うことが困難になる場合を含む。）を説明します。

- **オンライン服薬指導に係る情報の漏えい等の危険に関する事項**

オンライン服薬指導時の情報の漏洩等に関する責任の所在が明確にされるようにします。

なお、オンライン服薬指導に関する必要事項を説明する際は、以下について留意します。

- 患者に重度の認知機能障害がある等により薬剤師と十分に意思疎通を図ることができない場合は、説明の際に、患者の家族等を患者の代わりに指導の対象とすることができること。
- 必要事項に変更が生じた場合には、改めて患者に明らかにすること。

その他

- オンライン服薬指導を行うにあたり、以下の点を薬局内掲示やホームページを通じてあらかじめ患者等に周知します。
 - オンライン服薬指導の時間に関する事項：予約制等
 - オンライン服薬指導の方法：eお薬手帳のオンライン服薬指導掲示
 - 薬剤の配送方法：ヤマト運輸による配送、郵便局によるレターパックプラス
 - 費用の支払方法：基本はクレジットカード決済 状況によるヤマト運輸による代金引換サービス